e 承認サービス(マンション管理組合) <収納代行利用版>利用規定 改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後
改定年月	2025年4月改定	2025年12月改定
1.(1)	e 承認サービス(マンション管理組合)は、契約者がマンション管理を委	e 承認サービス(マンション管理組合)は、契約者がマンション管理を委
	託する管理会社のうち e 承認サービス(マンション管理組合)を構成す	託する管理会社のうち e 承認サービス(マンション管理組合)を構成す
	る当行所定のマンション管理会社向けサービス(以下、「管理会社側サ	る当行所定のマンション管理会社向けサービス(以下、「管理会社側サ
	ービス」といいます)を利用しているもの(以下、「管理会社」といいます)	ービス」といいます)を利用しているもの(以下、「管理会社」といいます)
	において当該マンション管理にかかる各種費用(以下、「管理費用」とい	において当該マンション管理にかかる各種費用(以下、「管理費用」とい
	います)の支払事務等を行うに当たり、契約者により指定された者が端	います)の支払事務等を行うに当たり、契約者により選任された者が端
	末(後記 1.(3)に定義します)を用いて管理会社による管理費用の支	末(後記 1.(3)に定義します)を用いて管理会社による管理費用の支
	払承認依頼について承認または否認を行い、承認された場合には管理	払承認依頼について承認または否認を行い、承認された場合には管理
	費用の支払先に対する振込手続を行うこと等ができるサービスであり、e	費用の支払先に対する振込手続を行うこと等ができるサービスであり、e
	承認サービス(マンション管理組合)を構成するサービスとして契約者が	承認サービス(マンション管理組合)を構成するサービスとして契約者に
	端末の操作により利用することができる本サービスには、以下の各機能お	より選任された者が端末の操作により利用することができる本サービスに
	よび各手続があります。	は、以下の各機能および各手続があります。
1.(1)①	①契約者の代表者(以下、「理事長」といいます)が契約者の理事	①契約者の管理者(理事長(契約者の構成員である区分所有者であ
	のうち後記 1.(1)③に記載する承認または否認を行う権限を有する	ると否とを問いません)または契約者が管理組合法人である場合におけ
	者(以下、「担当理事」といいます)の新規登録、担当理事の登録	る理事のほか、契約者との間の管理者業務の委託にかかる契約(以
	削除、担当理事のパスワードの初期化等(以下、併せて「登録等」と	下、「管理者業務委託契約」といいます)に基づき管理者として選任され
	いいます)を行う機能(以下、「理事管理機能」といいます)	たマンション管理士、弁護士、公認会計士、税理士その他の契約者の構
		成員である区分所有者以外の者(以下、「外部専門家」といいます)も

		しくは管理会社またはこれらの者もしくは契約者から本サービスの利用のた
		めに必要な範囲において管理者としての権限の一部を授与された者を含
		みます。以下、「管理者」といいます)が契約者のために後記 1.(1)③に
		記載する承認または否認を行う権限を有する者(副理事長、理事、監
		事その他の契約者の理事会の役員(契約者の構成員である区分所有
		者であると否とを問いません)または契約者が管理組合法人である場合
		における理事もしくは監事のほか、契約者(契約者の代理人としての管
		理者を含みます)との間の会計監査等業務の委託にかかる契約(以
		下、「会計監査等業務委託契約」といいます)に基づき契約者から会計
		監査等業務の委託を受けた外部専門家を含みます。以下、「承認等担
		当者」といいます)の新規登録、承認等担当者の登録削除、承認等担
		当者のパスワードの初期化等(以下、併せて「登録等」といいます)を行
		う機能(以下、「承認等担当者管理機能」といいます)
1.(1)②	②理事長が交代する場合において新たに選任された理事長を本サービス	②管理者が交代する場合において新たに選任された管理者を本サービス
	の利用にかかる理事長として登録する機能(以下、「理事長交代機能」	の利用にかかる管理者として登録する機能(以下、「管理者交代機能」
	といいます)	といいます)
1.(1)③	③理事長または担当理事が管理会社からの管理費用の支払承認依頼	③管理者または承認等担当者が管理会社からの管理費用の支払承認
	に対する承認または否認を行う機能(以下、「支払等承認機能」といい	依頼に対する承認または否認を行う機能(以下、「支払等承認機能」と
	ます)	いいます)
1.(2)①	契約者は、本サービスを利用するに当たり、自らの責任において、管理組	契約者は、本サービスを利用するに当たり、自らの責任において、管理会
	合との間でマンション管理等にかかる委託契約(以下、「マンション管理	社との間でマンション管理等業務の委託にかかる契約(以下、「マンション
	委託契約」といいます)を締結の上、管理組合から、管理費用の支払事	管理委託契約」といいます)を締結の上、管理会社に対し、管理費用の
	務等を受託します。	支払事務等を委託します。

1.(2)② ②マンション管理委託契約に基づく管理会社に対する授権

契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限(管理費用の支払にかかる振込依頼明細にかかるデータの作成権限、パスワード初期化機能(e 承認サービス(マンション管理組合) 〈収納代行利用版〉管理会社側サービス利用規定(以下、「管理会社側サービス利用規定」といいます) 1.(1)⑤に定義します)の利用による理事長または理事のパスワード初期化の当行に対する申請権限およびログイン ID 通知機能(管理会社側サービス利用規定 1.(1)⑤に定義します)の利用による理事長または理事のログイン I D通知の当行に対する申請権限を含みます)を授与します(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、本サービスの利用により管理会社から当該管理費用の支払承認依頼を受けるに当たり、管理会社に対し、管理会社が当該管理費用の支払承認依頼を受けるに当たり、管理会社に対し、管理会社が当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします)。

契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、管理会社に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

②マンション管理委託契約に基づく管理会社に対する授権の範囲

契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限(管理費用の支払にかかる振込依頼明細にかかるデータの作成権限、パスワード初期化機能(e 承認サービス(マンション管理組合) 〈収納代行利用版〉管理会社側サービス利用規定(以下、「管理会社側サービス利用規定」といいます)1.(1)⑤に定義します)の利用による管理者または承認等担当者のパスワード初期化の当行に対する申請権限およびログインID通知機能(管理会社側サービス利用規定 1.(1)⑥に定義します)の利用による管理者または承認等担当者のログインID通知の当行に対する申請権限を含みます)を授与します(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、本サービスの利用により管理会社から当該管理費用の支払承認依頼を受けるに当たり、管理会社に対し、管理会社が当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします)。

契約者は、本サービスの利用の申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、契約者が管理会社に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

1.(2)4 当行は、管理会社に対し、契約者が本サービスを利用しまたは管理会社 が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者ならびに理事長お よび担当理事に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にか かる情報を開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾す ることとします。ただし、理事長および担当理事のログイン ID (ValueDoor 利用規定第4条(1)①に定める手続により発行される利 用者 ID をいいます。以下同じ)、初期パスワードおよびパスワードについ ては開示しないものとします。なお、契約者は、当行が理事長および担当 理事に関する情報を管理会社に開示することについて、あらかじめ当該理 事長および担当理事の同意を得るものとします。

当行は、管理会社(管理会社のために端末を操作する者を含みます。 以下、本④において同じ)に対し、契約者が本サービスを利用しまたは管 理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者ならびに管 理者および承認等担当者に関する情報その他の契約者による本サービス の利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者は、当該情 報の開示について異議なく承諾するものとします。ただし、管理者および承 認等担当者のログイン ID (ValueDoor 利用規定第4条(1)①に定め る手続により発行される利用者 ID をいいます。以下同じ)、初期パスワ ードおよびパスワードについては開示しないものとします。なお、契約者は、 当行が管理者および承認等担当者に関する情報を管理会社に開示す ることについて、あらかじめ当該管理者および承認等担当者の同意を得る ものとします。

1.(3)1

(3)契約者と管理者との関係

①理事長としての選任または管理者業務委託契約の締結等

契約者は、本サービスを利用するに当たり、管理者に本サービスのうち契 約者が契約者所定の方法により指定したもの(当該管理者が本サービ スの利用のために必要な範囲において管理者としての権限の一部を授与 した者に本サービスを利用させるに当たり、当該授権された者が利用する ものとして当該管理者所定の方法により指定したものを含みます。以下 同じ)を利用させる場合には、自らの責任において、管理者となる者を理 事長に選任し、または管理者となる者との間で管理者業務委託契約を 締結の上、管理者に対し、本サービスのうち契約者が契約者所定の方法 により指定したものの利用を委託します。なお、契約者は、管理会社を管

		理者として選任する場合において、管理会社との間で管理者業務委託
		契約を締結することおよび管理者業務委託契約に基づき管理会社が本
		サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものを利用する
		ことをあらかじめ承諾していることを、ここに表明および保証します。
		契約者は、管理者による本サービスの利用時において、契約者が管理者
		(当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①におい
		て同じ)に対して本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指
		定したものの利用のための権限(端末を操作する権限を含みます)を適
		法かつ有効に授与していること(当該管理者が本サービスの利用のため
		に必要な範囲において管理者としての権限の一部を授与した者に本サー
		ビスを利用させるに当たり、当該授権された者に対して当該授権された者
		が利用するものとして当該管理者所定の方法により指定したものの利用
		のための権限(端末を操作する権限を含みます)を適法かつ有効に授
		与していることを含みます)および当該権限が適法かつ有効に維持され
		存続していることを表明および保証するとともに、管理者による本サービス
		の利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回す
		ることなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。
		当行は、当行所定の方法により管理者が本サービスを利用した場合に
		は、契約者による管理者に対する当該利用のための権限の授与が適法
		かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理者の権限が適法かつ有
		効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。
1.(3)②	_	②支払等承認機能にかかる管理者に対する授権の範囲
		契約者は、管理者に支払等承認機能にかかる権限を授与する場合に

		は、管理者に対し、管理者が、契約者の代理人として、自らの裁量により
		支払等承認機能を利用するために必要な権限を授与します(疑義を避
		けるために付言しますと、契約者は、管理者が支払等承認機能を利用す
		るに当たり、管理者に対し、管理者が支払等承認機能の利用により管理
		費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについ
		ての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはでき
		ないものとします)。
		契約者は、本サービスの利用時において、契約者が管理者に対して当該
		権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効
		に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約
		が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することな
		く適法かつ有効に維持し存続させるものとします。
1.(3)③	-	③管理者に対する情報開示
		当行は、管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みます。
		以下、本③において同じ)に対し、契約者が管理組合側サービスを利用
		しまたは管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者
		および契約者の構成員である区分所有者に関する情報その他の契約者
		による管理組合側サービスの利用にかかる情報を開示することができるも
		のとし、契約者は、当該情報の開示について異議なく承諾するものとしま
		す。なお、契約者は、当行が当該区分所有者に関する情報を管理者に
		開示することについて、あらかじめ当該区分所有者の同意を得るものとしま
		ब
		() + 1 (+ 1 - - + 1 + 1 - + 1 + 1 - + 1 +
1.(4)①		(4)契約者と承認等担当者との関係

①役員としての選任または会計監査等業務委託契約の締結等 契約者(契約者の代理人としての管理者を含みます)は、本サービスを 利用するに当たり、承認等担当者に本サービスのうち契約者が契約者所 定の方法により指定したものを利用させる場合には、自らの責任におい て、承認等担当者となる者を副理事長、理事、監事その他の契約者の 理事会の役員に選任し、または承認等担当者となる者との間で会計監 査等業務委託契約を締結の上、承認等担当者に対し、本サービスのう ち契約者が契約者所定の方法により指定したものの利用を委託します。 契約者は、承認等担当者による本サービスの利用時において、契約者が 承認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する者を含み ます。以下、本①において同じ)に対して本サービスのうち契約者が契約 者所定の方法により指定したものの利用のための権限(端末を操作する 権限を含みます)を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が 適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、 承認等担当者による本サービスの利用が行われている間、当該権限を当 行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させ るものとします。 当行は、当行所定の方法により承認等担当者が本サービスを利用した 場合には、契約者による承認等担当者に対する当該利用のための権限 の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく承認等担当者 の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができる ものとします。 1.(4)2 ②支払等承認機能にかかる承認等担当者に対する授権の範囲

	契約者は、承認等担当者に支払等承認機能にかかる権限を授与する
	場合には、承認等担当者に対し、承認等担当者が、契約者の代理人と
	して、自らの裁量により支払等承認機能を利用するために必要な権限を
	授与します(疑義を避けるために付言しますと、契約者は、承認等担当
	者が支払等承認機能を利用するに当たり、承認等担当者に対し、承認
	等担当者が支払等承認機能の利用により管理費用の支払先および支
	払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えら
	れない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします)。
	契約者は、本サービスの利用時において、承認等担当者に対して当該権
	限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に
	維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が
	存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく
	適法かつ有効に維持し存続させるものとします。
-	③承認等担当者に対する情報開示
	当行は、承認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する
	者を含みます。以下、本③において同じ)に対し、契約者が管理組合側
	サービスを利用しまたは管理会社が管理会社側サービスを利用する上で
	必要な契約者および契約者の構成員である区分所有者に関する情報そ
	の他の契約者による管理組合側サービスの利用にかかる情報を開示する
	ことができるものとし、契約者は、当該情報の開示について異議なく承諾
	するものとします。なお、契約者は、当行が当該区分所有者に関する情
	報を承認等担当者に開示することについて、あらかじめ当該区分所有者
	の同意を得るものとします。

1.(5)	(3)利用環境	(5)利用環境
	、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、^^^~~~~~ 契約者は、インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端
	末(以下、「端末」といいます)を理事長および担当理事(ただし、端末	末(以下、「端末」といいます)を管理者(当該管理者のために端末を
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	操作する者を含みます)および承認等担当者(当該承認等担当者の
	 み本サービスを利用することができるものとします。ただし、端末に当行所	<mark>ために</mark> 端末を操作する <mark>者を含み</mark> ます)が占有・管理する場合にのみ本サ
	 定の環境が備わっていても、契約者または理事長もしくは担当理事による	│ │ −ビスを利用することができるものとします。ただし、端末に当行所定の環 │
	個別の設定がなされている場合等の事情により本サービスを利用できない	境が備わっていても、契約者または <mark>管理者もしくは承認等担当者</mark> による個
	ことがあります。	別の設定がなされている場合等の事情により本サービスを利用できないこ
		とがあります。
1.(6)	(4)利用可能な取引の範囲	(6)利用可能な取引の範囲
1.(7)	(5)サービス取扱日・取扱時間	(<mark>7</mark>)サービス取扱日・取扱時間
1.(8)	_	(8)ValueDoor 利用規定および本規定の認識および了承等
		契約者は、本サービスの利用に当たり、管理者、承認等担当者その他の
		本サービスを利用しまたは本サービスの利用に関与する者(これらの者の
		ために端末を操作する者を含みます)に、ValueDoor 利用規定および
		本規定の各条項を認識および了承させた上で、ValueDoor 利用規定
		および本規定に従い、本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引
		等をさせるものとします。
2.(2)	(2)管理会社の届出	(2)管理会社等の届出
	契約者は、本サービス申込等手続において、管理会社を当行所定の方	契約者は、本サービス申込等手続において、管理会社、管理者となる者
	 法により当行に届け出るものとします。ただし、届出可能な管理会社は、	または承認等担当者となる外部専門家を当行所定の方法により当行に
	 管理会社側サービスを利用するものに限られます。	届け出るものとします。ただし、届出可能な管理会社は、管理会社側サ
		ービスを利用するものに限られます。

2 (1)	本サービスの利用に当たっては、ValueDoor 利用規定に定める当行所	本サービスの利用に当たっては、ValueDoor 利用規定に定める当行所
3.(1)		
	定のパスワード認証(疑義を避けるために付言しますと、2023 年 4 月	定のパスワード認証(疑義を避けるために付言しますと、2023 年 4 月
	16 日時点において運用されていた e 承認サービス(マンション管理組	16 日時点において運用されていた e 承認サービス(マンション管理組
	合)にかかる当行所定のシステムにおける認証方式による場合も当該パ	合)にかかる当行所定のシステムにおける認証方式による場合も当該パ
	スワード認証として取り扱われるものとします)を本人確認手段として利	スワード認証として取り扱われるものとします)を本人確認手段として利
	用するものとします。	用するものとします。契約者は、管理者または承認等担当者に本サービス
		を利用させる場合には、当該管理者または承認等担当者に対して本サー
		ビスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものを利用させるた
		めの権限(端末を操作する権限を含みます)を適法かつ有効に授与
		し、かつ、当該権限を適法かつ有効に維持し存続させた上で、
		ValueDoor 利用規定に従い、ValueDoor 利用規定に定める当行所
		定のパスワード認証を行うことができるために必要な手続を行わせるものと
		します。
3.(3)1	①ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なも	①契約者は、自らの責任において、ログイン ID、初期パスワード、パスワー
	のは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、 ログイン	ドその他の本人確認手段を厳重に管理し、または管理者(当該管理者
	ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとしま	のために端末を操作する者を含みます。以下、本(3)において同じ)もしく
	す。	は承認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する者を含
		みます。以下、本(3)において同じ)に管理させるものとします。また、契
		約者は、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段
		を第三者に対して一切開示せず、または管理者もしくは承認等担当者に
		第三者に対して一切開示させないものとします。
3.(3)②	②ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段につき	②ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段につき
	偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故のおそれがある場合には、契	偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故のおそれがある場合には、契

約者は直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。なお、 約者は、自らの責任において、直ちにそれらの変更等当行所定の手続を ログイン ID、初期パスワードまたはパスワードの偽造、変造、盗用、不正 行い、または管理者もしくは承認等担当者に行わせるものとします。なお、 使用その他の事故により生じた損害について、当行は責任を負いません。 ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段の偽造、 変造、盗用、不正使用その他の事故により生じた損害について、当行は 責任を負いません。 3.(3)4 ④理事長または担当理事は、管理会社に対し、パスワード初期化機能 ④管理者または承認等担当者は、管理会社に対し、パスワード初期化 の利用により当該理事長または担当理事に代わり当該理事長または担 機能の利用により当該管理者または承認等担当者に代わり当該管理者 当理事のパスワードを初期化することを当行に対して申請することを当行 または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に対して申請す 所定の方法により依頼することができます。なお、理事長または担当理事 ることを当行所定の方法により依頼することができます。なお、管理者また の依頼の有無にかかわらず、管理会社がパスワード初期化機能を利用し は承認等担当者の依頼の有無にかかわらず、管理会社がパスワード初期 た場合には、理事長または担当理事のパスワードが初期化され、当該理 化機能を利用した場合には、管理者または承認等担当者のパスワードが 事長または担当理事は、それ以前に利用していたパスワードを利用できな 初期化され、当該管理者または承認等担当者は、それ以前に利用して くなります。また、理事長または担当理事は、管理会社に対し、ログイン いたパスワードを利用できなくなります。また、管理者または承認等担当者 ID 通知機能の利用により当該理事長または担当理事に代わり当該理 は、管理会社に対し、ログイン ID 通知機能の利用により当該管理者また 事長または担当理事のログイン ID を自らに通知することを当行に対して は承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のログインID 申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、理事 を自らに通知することを当行に対して申請することを当行所定の方法によ 長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、管理会社がログインID通 り依頼することができます。なお、管理者または承認等担当者の依頼の有 知機能を利用した場合には、理事長または担当理事のログイン ID が当 無にかかわらず、管理会社がログイン ID 通知機能を利用した場合には、 該理事長または担当理事に対して当行所定の方法により当行から通知 管理者または承認等担当者のログイン ID が当該管理者または承認等 されます。 担当者に対して当行所定の方法により当行から通知されます。 4.(1)1 (1)理事管理機能 (1)承認等担当者管理機能 ① 理事管理機能の内容 ①承認等担当者管理機能の内容 理事管理機能とは、理事長が占有・管理する端末の操作により、登録| 承認等担当者管理機能とは、管理者(当該管理者のために端末を操

	等(担当理事の新規登録、担当理事の登録削除、担当理事のパスワ	作する者を含みます。以下、本①および後記 4.(1)②において同じ)が
	ードの初期化等)を行う機能をいいます。	占有・管理する端末の操作により、登録等(承認等担当者の新規登
	なお、契約者は、理事管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の	録、承認等担当者の登録削除、承認等担当者のパスワードの初期化
	方法により理事長を届け出るものとします。	等)を行う機能をいいます。
		なお、契約者は、承認等担当者管理機能の利用に当たり、あらかじめ当
		行所定の方法により管理者を届け出るものとします。
4.(1)②	理事長は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表	管理者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表
	示される画面において必要な操作をすることにより、登録等を行うものとし	示される画面において必要な操作をすることにより、登録等を行うものとし
	ます。	ます。
4.(1)③	当行所定の方法により登録等が行われた場合には、契約者のために正	当行所定の方法により登録等が行われた場合には、契約者のために正
	当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録等を行ったものとみなさ	当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録等を行ったものとみなさ
	れるものとし、当行は、その後の本サービスの利用その他一切の操作、手	れるものとし、当行は、かかる場合に承認等担当者として登録された者に
	続、取引等が当該正当な権限を有する者により適法かつ有効になされた	よるその後の本サービスの利用のための一切の操作、手続、取引等が正
	ものと認めることができるものとします。なお、理事長は、自らの責任におい	当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができ
	て登録等の内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するも	るものとします。なお、 <mark>管理者</mark> は、自らの責任において登録等の内容の真
	のとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じ	実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真
	た損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、理事長または	実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行
	担当理事の権限の有無、登録等の内容の真実性、正確性、完全性お	は責任を負いません。また、当行は、管理者または承認等担当者の権限
	よび最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。	の有無、登録等の内容の真実性、正確性、完全性および最新性等につ
		いて何ら確認する義務を負わないものとします。
4.(2)1	(2)理事長交代機能	(2) <mark>管理者</mark> 交代機能
	①理事長交代機能の内容	① <mark>管理者</mark> 交代機能の内容
	理事長交代機能とは、理事長が占有・管理する端末の操作により、理	管理者交代機能とは、管理者(当該管理者のために端末を操作する

者を含みます。以下、本①および後記 4.(2)②において同じ) が占有・ 事長が新たに選任された理事長(以下、「新理事長」といいます)を本 サービスの利用にかかる理事長として登録する機能をいいます。 管理する端末の操作により、新たに選任された管理者(当該新たに選 なお、契約者は、理事長交代機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定 任された管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、「新管理 の方法により理事長を届け出るものとします。 者」といいます)を本サービスの利用にかかる管理者として登録する機能 をいいます。 なお、契約者は、管理者交代機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定 の方法により管理者を届け出るものとします。 4.(2)② 理事長は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表 管理者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表 示される画面において必要な操作をすることにより、新理事長の登録を行 示される画面において必要な操作をすることにより、新管理者の登録を行 うものとします。なお、新理事長の登録に当たり、契約者は新理事長の選 うものとします。なお、新管理者の登録に当たり、契約者は、当行が提出 任にかかる総会決議議事録の写しその他の証憑書類を当行に提出し、 を求めた場合には、これに応じて新管理者の選任にかかる総会決議議事 当行所定の変更手続(以下、「書面による代表者変更手続」といいま 録の写し、管理者業務委託契約の写しその他の証憑書類を当行に提出 す)を行うものとします。なお、理事長交代機能の利用による新理事長 した上で、当行所定の変更手続(以下、「書面による代表者変更手 の登録後6ヶ月以内に書面による代表者変更手続が完了しない場合に 続しいいます)を行うものとします。なお、管理者交代機能の利用による は、当行は、本サービスの全部または一部の利用を停止することができる 新管理者の登録後 180 日以内に書面による代表者変更手続が完了 しない場合には、当行は、本サービスの全部または一部の利用を停止す ものとします。 ることができるものとします。 4.(2)3 当行所定の方法により新理事長の登録が行われた場合には、契約者の 当行所定の方法により新管理者の登録が行われた場合には、契約者の ために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録を行ったものと ために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録を行ったものと みなされるものとし、当行は、その後の本サービスの利用その他一切の操 みなされるものとし、当行は、かかる場合に新管理者として登録された者に 作、手続、取引等が当該正当な権限を有する者により適法かつ有効に よるその後の本サービスの利用のための一切の操作、手続、取引等が正 なされたものと認めることができるものとします。なお、理事長は、自らの責 当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができ 任において新理事長に関する登録内容の真実性、正確性、完全性およ るものとします。なお、管理者は、自らの責任において新管理者に関する

	び最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新	登録内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、
	でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、	その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害
	当行は、理事長または新理事長の権限の有無、新理事長に関する登録	について、当行は責任を負いません。また、当行は、管理者または新管理
	内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する	者の権限の有無、新管理者に関する登録内容の真実性、正確性、完
	義務を負わないものとします。	全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。
4.(3)①	支払等承認機能とは、理事長または担当理事(以下、「承認者」といい	支払等承認機能とは、管理者(当該管理者のために端末を操作する
	ます)が占有・管理する端末の操作により、理事長または担当理事が管	者を含みます。以下、本①および後記 4.(3)②において同じ)または承
	理会社からの管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行う	認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みま
	機能(支払の承認状況を一覧表示する機能を含みます)をいいます。	す。以下、本①および後記 4.(3)②において同じ)(以下、併せて「承
	なお、契約者は、支払等承認機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定	認者」といいます)が占有・管理する端末の操作により、管理会社からの
	の方法により理事長を届け出るものとします。	管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行う機能(支払
		の承認状況を一覧表示する機能を含みます)をいいます。
		なお、契約者は、支払等承認機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定
		の方法により <mark>管理者</mark> を届け出るものとします。
4.(3)②	理事長は、支払等承認機能の利用に当たり、事前に、前記 3.(2)に定	管理者は、支払等承認機能の利用に当たり、事前に、前記 3.(2)に定
	める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な	める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な
	操作をすることにより、支払等承認機能を利用する承認者となる理事長	操作をすることにより、支払等承認機能を利用する承認者となる管理者
	または担当理事の指定その他の支払等承認機能の利用のために必要な	または承認等担当者の指定その他の支払等承認機能の利用のために必
	当行所定の事項を設定するものとします。	要な当行所定の事項を設定するものとします。
4.(3)③	承認者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表	承認者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表
	示される画面において必要な操作をすることにより、管理会社からの管理	示される画面において必要な操作をすることにより、管理会社からの管理
	費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行うものとします。なお、	費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行うものとします。当行
	承認者として指定された理事長および担当理事の全員が当行所定の方	所定の方法により承認者による承認が行われた場合には、契約者のため

法により承認することをもって、契約者が承認したものと取り扱われるものとします。当行所定の方法により承認者による承認が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該承認を行ったものとみなされるものとし、当行は、その後に行われた一切の取引(支払等承認後振込手続または入金不能分返金手続の実施を含みます)が当該正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。

に正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該承認を行ったものとみなされるものとし、当行は、その後に行われた一切の取引(支払等承認後振込手続または入金不能分返金手続の実施を含みます)が当該正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。

4.(3)⑦ ⑦管理会社による利用

契約者は、当行所定の方法により、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能を利用する権限を授与することができます。

契約者は、管理会社による支払等承認機能の利用時において、管理会社に対して当該利用のための権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理会社による支払等承認機能の利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

当行は、管理会社による支払等承認機能の利用が行われた場合には、 契約者による管理会社に対する当該利用のための権限の授与が適法か つ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理会社の権限が適法かつ有 効に維持され存続しているものとみなすこと(疑義を避けるために付言し ますと、承認者が占有・管理する端末の操作により承認者が支払等承認 機能の利用により適法かつ有効に承認を行ったものと同様に取り扱うこ _

	と)ができるものとします。	
5.(1)①	当行は、承認者が占有・管理する端末の操作により承認者が支払等承	当行は、承認者が占有・管理する端末の操作により承認者が支払等承
	認機能の利用により承認を行った振込依頼明細(給与または賞与の振	認機能の利用により承認を行った振込依頼明細(給与または賞与の振
	込を除きます)の総合受付およびその明細に基づき、当行所定の日に指	込を除きます)の総合受付および <mark>当該振込依頼</mark> 明細に基づき、当行所
	定収納代行会社が行う預金口座振替により振込資金等払出口座から	定の日に指定収納代行会社が行う預金口座振替により振込資金等払
	引き落とされ、当行に引き渡された資金をもって、当行所定の方法により	出口座から引き落とされ、当行に引き渡された資金をもって、当行所定の
	振込手続を行います。支払等承認後振込手続の実施に当たっては、当	方法により振込手続を行います。
	行所定の振込手数料(消費税を含みます。以下同じ)が必要となりま	
	す。	
5.(2)1	なお、契約者は、あらかじめ当行所定の方法により当該通知のための理	なお、契約者は、あらかじめ当行所定の方法により当該通知のための管
	事長の連絡先情報を届け出るものとします。	理者の連絡先情報を届け出るものとします。
6.(7)1	(7)マンション管理委託契約にかかる事項	(7)マンション管理委託契約等にかかる事項
	①当行は、マンション管理委託契約の内容、同契約に基づく取引その他	①当行は、マンション管理委託契約、管理者業務委託契約または会計
	マンション管理委託契約に関連する契約、取引その他の事項(以下、併	監査等業務委託契約の内容、当該各契約に基づく取引その他マンショ
	せて「原取引関連事項」といいます)について一切関知しません。原取引	ン管理委託契約、管理者業務委託契約または会計監査等業務委託
	関連事項によって生じた損害について、当行は責任を負いません。	契約に関連する契約、取引その他の事項(以下、併せて「原取引関連
		事項」といいます)について一切関知しません。原取引関連事項によって
		生じた損害について、当行は責任を負いません。
6.(7)2	②契約者、管理会社および当行間において原取引関連事項に関して紛	②契約者、管理会社、管理者、承認等担当者または当行間において原
	議が生じた場合には、契約者が自らの責任において処理するものとし、こ	取引関連事項に関して紛議が生じた場合には、契約者が自らの責任に
	れにより契約者および管理会社に生じた損害について、当行は責任を負	おいて処理するものとし、これにより契約者、管理会社、管理者または承
	いません。この場合、当行に生じた損害について、契約者が管理会社と連	認等担当者に生じた損害について、当行は責任を負いません。この場
	帯して賠償するものとします。	合、当行に生じた損害について、契約者が管理会社と連帯して賠償する

		ものとします。
6.(9)⑤	⑤契約者、理事長または担当理事が占有・管理する端末以外の端末に	⑤契約者、管理者(当該管理者のために端末を操作する者を含みま
	より本サービスを利用したことにより生じた損害について、当行は責任を負	す)、承認等担当者(当該承認等担当者のために端末を操作する者
	いません。	を含みます)その他の本サービスを利用しまたは本サービスの利用に関与
		する者が占有・管理する端末以外の端末により本サービスを利用したこと
		により生じた損害について、当行は責任を負いません。
7.(1)	(1)運絡先の届出	(1) <mark>連</mark> 絡先の届出
8.(2)®	⑧管理会社との間におけるマンション管理委託契約が期間満了、解約、	8管理会社との間のマンション管理委託契約、管理者との間の管理者
		受日達公社にの間のインノコン日達安記失小が日達日との間の日達日
	解除その他の理由により効力を失った場合	業務委託契約または外部専門家との間の会計監査等業務委託契約が
	解除その他の理由により効力を失った場合	
8.(3)	解除その他の理由により効力を失った場合 ValueDoor の利用にかかる契約が解約されまたは ValueDoor が廃止	業務委託契約または外部専門家との間の会計監査等業務委託契約が
8.(3)		業務委託契約または外部専門家との間の会計監査等業務委託契約が 期間満了、解約、解除その他の理由により効力を失った場合